

各斜線 10 (各斜線の建築物の適用等)

(関係条文)

法 56 条・56 条の 2・令 20 条 2 項

各斜線の建築物の適用 (; 緩和適用あり x ; 緩和適用なし)

	道路斜線	隣地斜線	北側斜線 (注 2)	高度地区		日影規制	
				真北水平距離 に応じた制限 (斜めの部分) (注 2)	高さの限度	日影規制の適用 (日影規制制限 の対象建築物か どうか)	日影図
手摺 (開放性の 高いもの) (注 1)			x	x			
手摺 (上記以外 のもの)	x	x	x	x			x
昇降機塔等の部 分 (令 2 条によ る)			x	x			x

(注 1) 手摺子状のものとは、「避難規定-03」の C A S E 1 に示す手摺と同等以上の開放性をもつものをいう

(注 2) 北側斜線及び高度地区の真北水平距離に応じた制限においては建築物の全ての部分が制限の対象になる

公園, 広場, 川その他これらに類するもの (緩和の適用については各々の条文を参照のこと)

公園	都市公園法による公園
広場	官が管理する公開広場
川	河川法に基づく河川 (準用河川含む)
その他これらに類 するもの	都市計画公園で開設したもの
	開発による帰属公園 (官による管理のもので、形態が明確なもの)
	水路 (「道・接道-02」による水路。官による管理のもので、形態が明確なもの)
	里道 (官による管理のもので、形態が明確なもの)
	線路敷 (駅舎の部分を除く)
	官が管理する緑地
	その他行政目的による空地 (例、公共土木施設などで官による管理のもので、形態が明確なもの)
海	

日影規制、北側斜線、高度地区において公園、緑地に対する緩和の適用がありませんので注意してください。

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01